

業務仕様書

1 業務名

新たな留学生支援施策に向けた調査分析業務

2 背景・目的

日本は少子高齢化や生産年齢人口の減少、それに伴う人手不足などの課題に直面しており、こうした課題に対応するため、新たな在留資格である「特定技能」を創設し、外国人材の適正な受け入れ・共生のための取り組みを実施している。札幌市においても、近年、外国人市民が大きく増加しており、今後さらに増えていくことが見込まれる。

このうち、本市の留学生においても、外国人市民の増加と同様、増加傾向が続いており、令和5年度では、平成25年度比で162%の増加となったが、留学生を対象とした支援策は、札幌留学生交流センターにおける住居支援(100戸)のほか、不定期で実施している就労支援や放置自転車の無償譲渡等に限定される。

留学生は、本市が進める高度外国人材の獲得においては、予備軍と言える人材であり、その獲得にあたっては、先行したアプローチが必要であり、従前からの支援を根本から見直し、新たな施策を検討する必要がある。

本調査分析業務は、留学生が真に必要としている支援を把握し、現在の支援制度の見直しや新たな留学生支援策を検討する上での基礎資料とすることを目的とする。

3 業務内容

目的を達成するため、以下の業務を総合的に実施するものとする。

- (1) 大学、留学仲介業者、不動産業者、札幌市内・市外の留学生、民間企業・関連団体等へのアンケートやヒアリング等による調査の実施
- (2) 他自治体の留学生支援策の調査
- (3) 調査結果の整理・分析
- (4) 中間報告として報告書の提出
- (5) 留学生支援施策に関する以下の提案を行うこと
 - ア 留学先として札幌を選んでもらうための施策
 - イ 札幌にスムーズに来てもらうための施策
 - ウ 留学中に安全・安心に生活してもらうための施策
 - エ 卒業後に札幌に就職・定着してもらうための施策
- (6) 新たな支援策を行う上での課題整理

4 成果物

- (1) 納品時期

中間報告(上記の業務内容(1)~(3)について):令和7年1月

成果物納品:令和7年3月31日

(2) 納品物

ア 調査報告書(本書)一式

形式は電子データ(Word、Excel 等、Microsoft Office2013 以降のファイル形式)とし、CD-R、DVD-R、電子メールいずれかの提出方法による。

イ 調査報告書(概要版)一式 ※本書を A4 資料1~2ページ程度にまとめたもの

形式は電子データ(Word、Excel 等、Microsoft Office2013 以降のファイル形式)とし、CD-R、DVD-R、電子メールいずれかの提出方法による。

(3) 納品場所

総務局国際部国際課総務係(札幌市役所本庁舎 10 階)

(4) 留意事項

ア 本業務に係る成果物については、納品後、委託者において公表する予定であることに留意すること。

イ 構成は本市と協議の上で決定すること。

ウ 内容は可能な限り図解し、理解しやすいものとする。

5 業務履行期間

契約締結日~令和7年3月 31 日(月)

6 環境への配慮について

本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

(1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

(2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。

(3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。

(4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

(5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

7 その他特記事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、棄損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。また、本業務の結果等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに委託者の指示に従うこと。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本業務に関連した個人情報の取り扱いについては、本市「事業者が保有する個人情報の保護に関する指針」に基づき、適切な措置を講ずること。

(3) 身分証明書の携行等

受託者の作業従事者は、本市の施設内及び本業務に関して立ち入りが必要となる本市以外の施設内では、常に身分証明書を携行すること。また、本施設内においては、本市業務担当者が許可しな

い限り、作業上必要でない場所へ無断で立ち入らないこと。

(4) 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

(5) 著作権等

受託者は、本業務の遂行により生じた著作権(著作権法第 27 条及び 28 条に定められた権利を含む。)を、成果物の納入、検査合格後、ただちに委託者に無償で譲渡するものとする。

また、受託者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権(著作権、意匠権、商標権等)、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

(6) 事故等に対する対応

本業務に関する事故等については、受託者に速やかに報告するとともに、受託者の責任により、適正に処理すること。また、事故等により生じた損害一切は受託者の負担とする。

8 委託担当部局

札幌市総務局国際部国際課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 10 階北側

電話:011-211-2032 E-mail:kokusai@city.sapporo.jp